

# 平成26年度がん対策予算の概算要求について

255億円（235億円）

## ○がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定され、平成24年6月に見直しがされた「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

|   |            |
|---|------------|
| 1. 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う<br>医療従事者の育成 | 23億円（20億円） |
|---|------------|

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

（主な事業）

㊤・がん診療連携拠点病院機能強化事業 21億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進する。

また、がん診療連携拠点病院がない2次医療圏を中心に「地域がん診療病院（仮称）」を設置するとともに、特定がん種に多くの診療実績を有し、都道府県内で拠点的な役割を果たす「特定領域がん診療病院（仮称）」を設置し、がん診療連携拠点病院との連携により、がん診療のさらなる均てん化と専門的診療の一定の集約化を図る。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10））

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 2. がんと診断されたときからの緩和ケアの推進 | 6.8億円（4.4億円） |
|-------------------------|--------------|

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアががんと診断されたときから提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目無く実施されるよう、がん診療連携拠点病院等において、各事業を実施する。

（主な事業）

㊤・緩和ケア推進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 3.9億円

都道府県がん診療連携拠点病院に設置している「緩和ケアセンター」について、財政支援の対象を地域がん診療連携拠点病院に拡充するとともに、地域において専門的緩和ケアの基盤づくりを行う活動を支援する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10））

### 3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

18億円（17億円）

科学的知見に基づき適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院や地域がん診療病院（仮称）に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。また、これら以外の医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域ごとのきめ細やかながん対策の推進を図るための支援を行う。

（主な事業）

- ・ 院内がん登録促進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 9.3億円  
がん診療連携拠点病院において質の高い院内がん登録を促進する。

（補助先） 都道府県、独立行政法人等

（補助率） 都道府県（1/2）、独立行政法人等（定額（10/10））

### 4. がんの予防・早期発見の推進

55億円（92億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる乳がん検診、子宮頸がん検診及び大腸がん検診の体制を整備することなどにより、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。また、「がん検診のあり方に関する検討会」にて重要性が指摘されている受診対象者へのきめ細やかな受診率向上施策を実施するとともに精度管理の向上を図る。

（主な事業）

- ㊦ ・ がん検診推進事業 37億円

乳がん、子宮頸がん検診については、平成21年度から検診の無料クーポン券等を配布しており、平成25年度で事業開始より5年が経過する。これにより受診対象者への無料クーポン券等の配布が一巡することとなるため、対象年齢の初年度（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳）の者を対象として事業を実施する。

（補助先） 市町村

（補助率） 1/2

（対象年齢） 子宮頸がん：20歳の女性

乳がん：40歳の女性

大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男性・女性

（※平成23年度から事業開始の大腸がん検診は従前どおり）

- ㊧ ・ がん検診受診勧奨事業（推進枠） 10億円

受診行動の定着化を図るため、過去に子宮頸がんや乳がん検診の無料クーポン券の配布を受けた者に対する個別勧奨（コール・リコール）を実施する。また、誰にでも分かりやすく必要な検診情報を提供するためのポータルサイトを開設するほか、都道府県と市区町村が連携し、対象者の特性に応じた効果的な勧奨や啓発に資する取組を展開するとともに、検診機関等が保有する職域の受診情報について市区町村に共有する取組をモデル的に実施する。

㊦・がん検診普及啓発推進事業（推進枠）

1. 5億円

がん検診の受診率が依然として20～30%を推移していることから、受診率50%の目標達成に向けて、国、企業、地方公共団体及び関係団体等との連携を主体として、がんの基本的な知識やがん検診の重要性について理解を深めるためのシンポジウムを開催するなど普及啓発活動を推進する。

5. がんに関する研究の推進

145億円（96億円）

がん対策推進基本計画に基づき、がん研究の今後のあるべき方向性と具体的な研究事項等についてとりまとめた「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議報告書」を踏まえ、がん研究を強力に推進する。

（主な事業）

㊦・革新的がん医療実用化研究事業及びがん総合戦略研究事業（仮称）（一部推進枠）

（※厚生科学課計上） 93億円

予防、早期発見から新規薬剤開発、医療技術開発や実用化、新規標準治療開発等、がん医療の実用化のための研究、がん患者のより充実したサバイバーシップの実現等を目指した政策課題解決のための研究を強力に推進する。

㊦・がん研究基盤推進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）（推進枠）

5. 5億円

がん診療連携拠点病院において、スクリーニングセンター等の設置や臨床研究コーディネーター等を配置することにより、がんの革新的な研究開発の推進による新たな予防法・早期発見手法の実用化や個別化医療の実現、臨床試験実施体制の基盤強化を図る。

（補助先）独立行政法人等

（補助率）独立行政法人等（定額（10/10））

6. がん患者の治療と職業生活の両立

3. 1億円（2. 6億円）

がん罹患しても安心して暮らせる社会を構築するため、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、がん患者・経験者及びその家族等に対する相談支援と情報提供の充実を図り、仕事と治療の両立を支援する。

（主な事業）

㊦・がん患者の就労に関する総合支援事業等（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）

2億円

がん診療連携拠点病院に社会保険労務士等の就労支援に関する専門家を配置し、がん患者及びその家族に対する就労に関する相談支援及び情報提供を引き続き行うとともに、がんの診断時等に就労継続を見据えた治療と働き方に関する情報提供がなされるよう、主治医等の医療従事者向け研修を実施する。

（補助先）都道府県、独立行政法人等

（補助率）都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額（10/10））

## 7. 小児へのがん対策の推進

3. 8 億円（3. 8 億円）

小児においてがんは病死原因の第1位であり、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、引き続き小児がん拠点病院や小児がんの中核的な機関の運営等を支援する。

（主な事業）

- ・小児がん拠点病院機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 2 億円  
小児がん対策として、専門施設（小児がん拠点病院）を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行い、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

（補助先）独立行政法人等

（補助率）定額（10/10）

## 8. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

1 9 百万円（1 9 百万円）

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、都道府県計画作成に関する支援、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。